

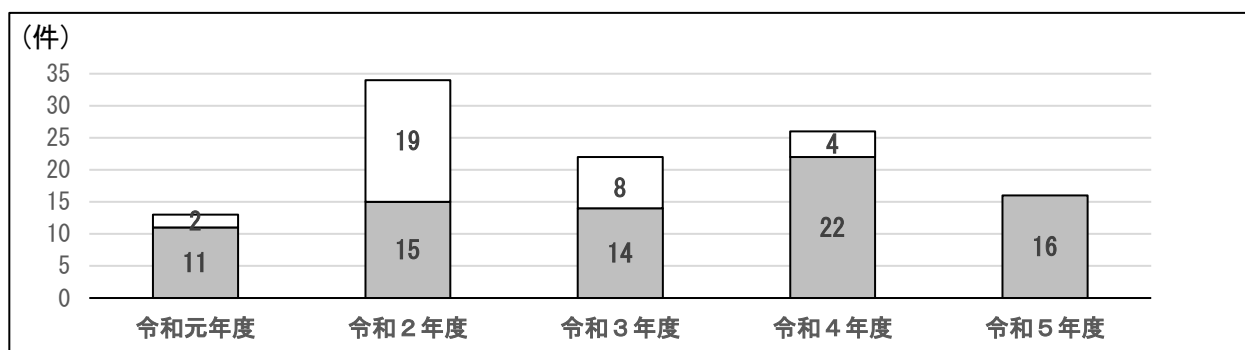
令和 6 年 5 月 24 日

令和 5 年度における消費者安全法（財産分野）の運用状況について

消費者庁は、消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な判断を阻害するおそれのある行為が事業者によりなされ、消費者に財産上の被害が生じる事態に対して、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）の規定に基づく措置を取り、消費者被害の発生又は拡大の防止に努めています。

令和 5 年度における消費者安全法（財産分野）の運用状況は次のとおりです。

【消費者安全法（財産事案）の注意喚起の件数推移】



(凡例) ■ 消費者安全法に基づく注意喚起を単独で実施した事案
□ 特定商取引法に基づく行政処分と併せて注意喚起を実施した事案

○ 消費者安全法に基づく注意喚起を実施した事案（16 件）

令和 5 年度は、消費者安全法に基づく注意喚起を実施した事案として、公式通信販売サイト等を装った偽サイトに関する事案、痩身効果をうたうお茶等を次々販売する事業者に関する事案、副業の情報商材販売業者に関する事案などについて、16 件の注意喚起を行いました。

内訳は下表のとおりです（各事案の詳細は別紙参照）。

<消費者安全法に基づく注意喚起を実施した事案>

事案名	消費者事故等の種類	件数
公式通信販売サイト等を装った偽サイトに関する注意喚起	○消費者を欺く行為	6 件
痩身効果をうたうお茶等を次々販売する事業者に関する注意喚起	○不実告知 ○断定的判断の提供	6 件
副業の情報商材販売業者に関する注意喚起	○虚偽・誇大な広告・表示 ○断定的判断の提供	2 件
高額な料金を請求するトイレの詰まり修理業者に関する注意喚起	○虚偽・誇大な広告・表示	1 件
パソコンの画面に偽の警告を表示して金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起	○消費者を欺く行為	1 件

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室

TEL：03-3507-8800（代表）

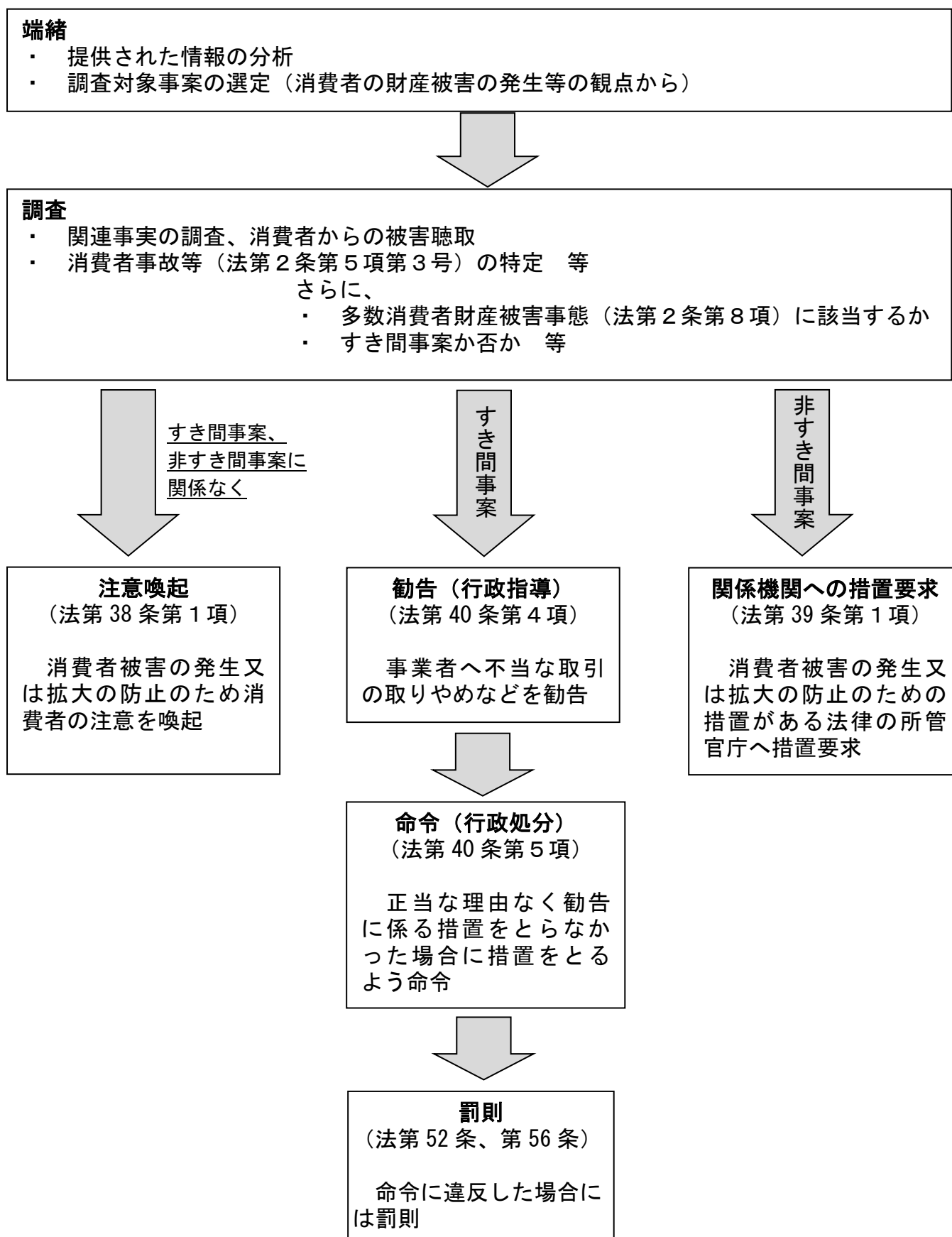
○ 消費者安全法に基づく注意喚起を実施した事案の概要（16件）

実施日 措置	事案名	概要
R5. 4. 26 注意喚起	人気インテリア家具や雑貨等の公式通信販売サイトを装った偽サイトに関する注意喚起	「Yogibo」、「Francfranc」、「COSTCO」及び「Aladdin」の各偽サイトの運営者は、それぞれ、ブランドのロゴ等を盗用した偽サイトを公開し、SNS 上の広告等を経由してこれらの偽サイトにアクセスした消費者に、公式通信販売サイトであると誤認させて商品を注文させ、これにより、注文した商品が届かなかった（消費者を欺く行為）。
R5. 6. 28 注意喚起	「一度に体質を改善し、追加費用は不要」などとダイエット希望者を勧誘し、痩身効果をうたうお茶等を次々販売する事業者に関する注意喚起	LINE のアカウント名として、「ビューティーカイロ●●」、「食育健康アドバイザー」、「オンラインダイエット指導 - 廣瀬●●」、「体質改善ダイエット - 上嶋●●」、「吉沢●●」及び「佐藤●●」（以下これらを併せて「本件6アカウント」という。）を使用していた事業者は、痩身効果をうたうお茶、錠剤等（以下「本件製品」という。）を販売するに当たり、LINE メッセージにおいて、あたかも、本件製品を一度購入し、数十日間摂取等すれば追加費用を支払うことなく痩身効果が得られるかのように消費者を勧誘していたが、実際には、痩身効果を得るためには本件製品を追加購入する必要があるとして、消費者に追加費用を支払わせていた（不実告知）。 また、本件6アカウントを使用していた事業者は、本件製品を販売するに当たり、LINE メッセージにおいて、永遠にリバウンドしない、ダイエット成功後もリバウンドする心配はないなどと、得られた減量効果が維持されることが確実である旨説明して消費者を勧誘していたが、体重の増減については個人の食生活、運動の状況等の事情に左右されるものであり、不確実なものであった（断定的判断の提供）。
R5. 8. 24 注意喚起	ウェブサイト上では低額な料金を表示しているが、実際には高額な料金を請求するトイレの詰まり修理業者に関する注意喚起	RS 設備と称する事業者（以下「本件事業者」という。）は、本件事業者が運営するウェブサイトである「水の関東 24」において、「水漏れ・つまり修理 関東最安値 220 円（税込）～」、「トイレのつまり・水漏れ解決 通常 1,580 円（税込）▶220 円（税込）～」といった、低額な料金でトイレの詰まり修理を行う旨を表示し、その表示を見た消費者は、本件事業者が提供するトイレの詰まり修理を、一般的な料金よりも低額な料金で受けられるものと認識して修理を申し込んでいたが、本件事業者が提供するトイレの詰まり修理の実態は、追加工事が必要などと説明し、最終的には一般的な修理料金よりも数倍高額な料金を請求しており、広告・表示の内容と異なるものであった（虚偽・誇大な広告・表示）。

実施日 措置	事案名	概要
R5.9.28 注意喚起	偽の警告表示に「Microsoft」のロゴを用いて信用させ、ウイルス駆除等を行うなどと称して多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起	消費者がパソコンでウェブサイトの閲覧等をしていると、パソコンの画面上で、「Microsoft」のロゴに併せて、当該パソコンがマルウェア（トロイの木馬）に感染しており、すぐに対応しないと危険な状態であるかのような「Windows Defender セキュリティ センター」、「検出された脅威：トロイの木馬スパイウェア」、「Windows サポートへのお問い合わせ：（電話番号）」等の偽の警告（以下「偽警告」という。）を日本マイクロソフト又はその関係者が発しているかのように表示して、消費者にその旨信用させた上、消費者に対し、当該消費者のパソコンのウイルス駆除等のためには、その場で自身との契約を締結することが必要であって、当該契約に基づき自身がウイルス駆除等の措置を講じるかのように告げて、消費者にその旨信用させていた（以下、当該行為を行う事業者を「本件事業者」という。）。 しかしながら、偽警告やピーといった警告音等については、ブラウザ終了やパソコンの電源を切るなどすることで、その後、表示等がされなくなるものであり、実際には、偽警告が表示された時点で、消費者のパソコンがすぐに対応しないと危険な状態にあったと認められるような事情は見当たらず、そのため、その場で本件事業者との契約を締結することが必要であったとも認められなかった。また、本件事業者が当該契約に基づく前記ウイルス駆除等の措置を講じた事実は確認されておらず、そもそも、本件事業者には当初から当該契約の履行を行うつもりはなかったものと認められた。さらに、本件事業者は、日本マイクロソフトやその関係者とは全く無関係であった（消費者を欺く行為）。
R5.12.21 注意喚起	人気ブランドの女性用衣料品等を販売すると称する偽サイトに関する注意喚起	偽広告及び偽サイトの運営などを行う事業者（以下「本件事業者」という。）は、「ミズノ」又は「ワコール」の商品ブランドロゴを使用した偽広告及び当該ロゴ、店舗の画像等を使用した偽サイト（以下「本件偽サイト」という。）をインターネット上に公開し、これらにおいてあたかもミズノ又はワコールの正規品を販売するかのように消費者を誤認させて商品を注文させていたが、本件事業者が本件偽サイトを通じて消費者に販売した商品は、ミズノ又はワコールとは関係のない商品であった（消費者を欺く行為）。

実施日 措置	事案名	概要
R6. 2. 29 注意喚起	遠隔操作アプリを用いて、消費者金融業者から高額な借入れをさせる副業サポート事業者に関する注意喚起	株式会社協栄商事及び株式会社フィールド（以下「本件２事業者」という。）は、「最先端スマホワーク」又は「スキマワーク」との名称の副業（以下「本件副業」という。）の内容について、消費者に対し、ウェブサイト上等で表示したマニュアルにおいて、あたかも、スタンプ送信だけで、日給５万円以上が得られるかのように、また、スマホから離れていても自動的に報酬が発生するかのように表示し、併せて、口頭で、当該副業で収益を得るためには、高額なサポートプランの申込みが必要であるかのように表示していた。 しかし、本件副業の実際の作業内容は、マッチングサイトで他の会員と一定回数以上メッセージをやり取りすることでポイントを獲得し、そのポイントを電子マネー等に交換して収益を得るというものであって、スタンプを送信するだけで報酬が得られるものではなく、作業によって日給５万円以上を得られるようなものでもなく、自動的に報酬が得られるものでもなく、マニュアルの表示とは全く異なるものであり、本件副業によって得られる収益は多いものでなく、高額なサポートプランの申込みが必要なものでもなかった（虚偽・誇大な広告・表示）。 また、本件２事業者は、サポートプラン契約の電話勧誘の際、消費者に対し、本件副業によってサポートプランの利用金額を上回る収益を得ることができると説明していたが、本件副業によって当該収益を得ることができるかどうかは、消費者がマッチングサイトにおいて他の会員と行うメッセージのやり取りの回数によって左右されるものであって不確実なものであった（断定的判断の提供）。

消費者安全法（財産事案）に基づく事案調査の流れ



○ 消費者安全法（抜粋）

（平成二十一年法律第五十号）

（定義）

第二条 （略）

2～4 （略）

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一・二 （略）

三 前二号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態

6・7 （略）

8 この法律において「多数消費者財産被害事態」とは、第五項第三号に掲げる事態のうち、同号に定める行為に係る取引であって次の各号のいずれかに該当するものが事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものをいう。

一 消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、事業者が消費者に対して示す商品、役務、権利その他の取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のものと著しく異なるもの

二 前号に掲げる取引のほか、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、政令で定めるもの

（消費者への注意喚起等）

第三十八条 内閣総理大臣は、第十二条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2～4 （略）

（他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求）

第三十九条 内閣総理大臣は、第十二条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

2 （略）

（事業者に対する勧告及び命令）

第四十条 （略）

2・3 （略）

4 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態が発生した場合（当該多数消費者財産被害事態による被害の拡大又は当該多数消費者財産被害事態と同種若しくは類似の多数消費者財産被害事態の発生（以下この条において「多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対し、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要が

あると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6～8 （略）

（罰則）

第五十二条 第四十条第二項又は第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第五十一条及び第五十二条 一億円以下の罰金刑
- 二 第五十三条第二項及び前二条 各本条の罰金刑

○ 消費者安全法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百二十号）

（消費者の利益を不当に害する等のおそれがある行為）

第三条 法第二条第五項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 商品等又は役務について、虚偽の又は誇大な広告又は表示をすること。
- 二 消費者との間の契約（事業として締結するものに限る。以下この条において同じ。）に関し、その締結について消費者を勧誘するに際して、又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約を妨げるため、次のイからニまでのいずれかに該当する行為をすること。
 - イ 当該契約に関する事項であって、消費者の当該契約を締結するかどうか又は当該契約の解除若しくは解約をするかどうかについての判断に通常影響を及ぼすものについて、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。
 - ロ 当該契約の目的である商品、製品、役務、権利その他のものに関し、将来におけるその価額、将来において消費者が受け取る金額、その使用等により将来において生ずる効用その他の事項であって将来における変動が不確実なものについて断定的判断を提供すること。

ハ・ニ （略）

- 三 前号に掲げるもののほか、消費者との間の契約の締結若しくは履行又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約に関し、消費者を欺き、又は威迫して困惑させること。

四～七 （略）